

## 福智町移住支援金交付要綱

令和元年10月1日  
要綱第17号

(趣旨)

第1条 福智町(以下「町」という。)は、福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び福智町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県(以下「県」という。)と共同して行う福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業を通じて町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足等して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定及び確定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方移住支援窓口機能強化事業及び起業支援事業実施要綱(以下「県実施要綱」という。)、福智町補助金交付規則(平成24年福智町規則第6号)その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 「名古屋圏」とは、岐阜県、愛知県及び三重県をいう
- (3) 「大阪圏」とは、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 単身での移住の場合は、60万円
- (2) 世帯での移住の場合は、100万円

なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第4条 次の第1号に掲げる要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当する者を申請の対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前(農林漁業の研修を受講するため、住民票を移した場合は当該住民票異動の直前)の10年間のうち、通算5年以上、かつ直近で、連続して1年以上、県外に在住していたこと。
- ② 上記①のうち、次号ア、イ、第3号ア及び第5号の要件に該当する者の申請については、東京圏、名古屋圏又は大阪圏の在住に限るものとし、第4号の要件に該当する者の申請については、東京圏の在住に限るものとする。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 町に、令和元年10月10日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。ただし、農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は算定に含めないものとする。

- ③ 町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他県及び町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職等に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。
- ② 就業先が、道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ⑤ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記②の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- ⑥ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。
- ② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ③ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ⑤ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ 人材確保困難職種への就職の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 県実施要綱別表1の左欄に掲げる対象職種に応じ、同表右欄に掲げる就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。
- ② 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ③ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ④ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑤ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

エ 自営での農林漁業への就業の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 農林漁業に係る県実施要綱別表 2 に掲げる人材確保支援策を活用した者であること。
- ② 移住支援金の申請日から 5 年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

オ 人材育成事業の活用による就業の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 県実施要綱別表 3 に掲げる人材育成事業におけるマッチング支援を活用して就業した者であること。
- ② 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- ③ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ④ 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑤ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ② デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

イ 県と連携したワーケーション・移住体験事業の参加者の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 過去 2 年以内に、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加していること。
- ② 上記①に示す取組を実施した企業・団体等に現に所属している職員又は役員であること。
- ③ 所属先企業等の命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ④ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア Uターン者

過去に 1 年以上、町に住民登録されていた者で、転入後 6 か月以内において企業等に就職している者

イ 起業者

転入後 1 年以内に町内において起業又は事業承継し、かつ、福智町商工会に加盟する者

(5) 起業に関する要件

1 年以内に県実施要綱第 6 に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

2 前条第2号に規定する世帯の申請をする場合にあっては、次の各号に掲げる全ての要件に該当すること。

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月10日以降に転入したこと。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の申請者は、福智町移住支援金交付申請書(様式第1号)、口座振込依頼書(様式第1号の2)及び本人確認書類に加え、前条第1項第1号の要件を満たし、かつ、同項第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては同条第2項の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

なお、前条第1項第2号の規定による就職等の場合は、就業証明書(様式第2号)を別途提出すること。

(交付決定・確定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに福智町移住支援金交付決定兼確定通知書(様式第3号。以下「交付決定・確定通知書」という。)により、当該申請者に通知する。

なお、審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に当該申請者に通知する。

(移住支援金の交付)

第7条 町長は、前条の規定による移住支援金の交付決定及び確定を受けた者(以下「交付確定者」という。)に対しては、原則として第5条の規定による申請があったときから3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定・確定通知書の再交付)

第8条 交付確定者は、紛失等の理由により交付決定・確定通知書の再交付を必要とするときは、福智町移住支援金交付決定兼確定通知書再交付願(様式第4号。以下「再交付願」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定・確定及び通知)

第9条 町長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに福智町移住支援金交付決定兼確定通知書〔再交付〕(様式第5号)により、当該交付確定者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 県及び町は、福岡県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、当該移住支援事業に関する報告並びに立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合
- イ 移住支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合
- ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に町から転出した場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と町が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式 略